

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

改 正 案	現 行
<p>(通則) 第1条 墨田区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員及び第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>〔同左〕 第1条 墨田区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。